

山形市内に事業所をお持ちの事業主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置に係る
「雇用調整助成金」の申請費用を補助します。

■対象者

山形市内に住所を有する事業所の事業主の方
(申請者が山形市外でも可能です ※注)

■補助対象費用及び補助額

雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士等への事務手数料
(計画届に要する費用を含む。)

※注) 市外の事業所が含まれる場合は按分した額の支給となる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置(令和2年4月1日~令和2年9月30日
に休業を実施した場合)を受ける場合のみが対象になります。

≪ 1社当たり1回限り 上限40万円 ≫

■補助金申請方法

ハローワーク山形への雇用調整助成金の申請後に、次のものを下記宛先まで郵送にて提出してください。

- ① 「新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援補助金」交付申請書
- ② 雇用調整助成金 休業等実施計画届及び支給申請書の写し又は緊急雇用安定助成金 休業実施計画届及び支給申請書の写し
- ③ 社会保険労務士等による助成金の支給申請事務の代行に係る報酬等の領収書の写し
- ④ 様式2号(補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書)

※補助金交付申請書はホームページからもダウンロードできます。

※申請期間：12月31日まで

■お問合せ先

≪郵送先・申請費用の補助金に関すること≫

〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25

山形市役所 商工観光部雇用創出課 雇用労政グループ

TEL:023(641)1212 FAX:023(616)3535

≪雇用調整助成金に関すること≫

ハローワーク山形(山形公共職業安定所) 助成金窓口

TEL:023(684)1521